

## 【提案基準 1】

### 公園、緑地、広場等の空地に接する敷地内の建築物の取扱いについて

(趣旨)

第1 この基準は、判断基準第3第1号に規定する公園、緑地、広場等の空地に接する敷地内の建築物の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2 この基準は、公園、緑地、広場等の空地のうち次の各号のいずれかに該当するものに2m以上接する敷地内の建築物について適用する。

- 1 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園で安定的、日常的に利用可能なものであり、かつ、国又は地方公共団体が所有し管理するもの
- 2 都市計画法第29条の許可により築造された公園、緑地、広場等で安定的、日常的に利用可能なものであり、かつ、地方公共団体が所有し管理するもの

(用途・規模・構造)

第3 許可に係る建築物は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- 1 従前の敷地内における建築で既存建築物と同一用途であり、かつ、概ね同一規模であるもの
- 2 公園管理施設

(適用要件)

第4 許可に係る建築物から道路に至るまでの通路等は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

- 1 その空地を利用することについて、土地管理者の使用承諾等があること。
- 2 公園内通路等を経由して道路と敷地が有効に接続されており、通行、避難及び消防活動上支障がなく、安全が確保されていること。
- 3 建築物の屋外への出口から、公園内通路等への避難通路が確保されていること。

## 【一括同意基準 1】

第1 提案基準1に該当するものは、建築審査会の同意を得たものとして取扱う。

